

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

(原文縦書き)

平成 27 年 6 月 30 日
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について審議するため、川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 市内の金融機関の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策財政部政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。